京城新聞

安言安評（四）　栗嶽生

▲民長官撰に就ての外人觀▲　一昨日の本紙に掲げたる某英人の評は局外者丈に比較的公平の觀あり、日本官憲が今後大陸に移住する帝國民を如何に司配するやを決する大問題に關係する所少からず云々は、惜に統監府の三省すべき所ならん乎、帝國の大陸發展は今や抑ゆ可らざるの大勢なり、此大勢に戻るの政策は失敗なり、統監府設置以來の施設は如何、

▲日本人の大陸發展▲　同英人は更に評して曰く、一旦島國を離れて大陸に飛躍するに至りては眞に本來より有する德川幕府以前に於て發輝せる雄大なる國民の犧牲を發輝すべし云々、之れ亦惜に日本人の特性を看破したる名言ならん乎、能く歷史上より觀察したる適當の評論なり、惟ふに帝國の大陸政策も此國民を利導して平和的の經營をなすにあらんか、

▲日本國民の大陸發展▲　或者は日本人を以て殖民に適せず、其愛鄕心は異鄕に永住せしめず、ホームシックは日本人の長所にして短所なり、其性格は殖民として成功すること覺束なしと、然り或一半面より之を觀察すれば斯の如き觀も起るべし、然れども之れ半面の影なり、決して全影に非ざるなり、人類として誰か愛鄕心なからんや、有情の人間にして誰かホームシックなからんや、されど日本人は此情に打克つ所の勇猛心あり血淚を絞るの場合に望むも、切齒して一滴の淚をも見せざる猛烈なる克己心を有せり、決して他邦人の企圖すべからざる特種の性格を備ふ、唯殖民として、成蹟を遺さざるは德川幕府三百年の攘夷政策が其蹟勃せる精氣を壓したるが爲なり、若し夫れ幕府以前交通不便の時代に於て、如何に日本國民が海外に飛躍したる乎、歷史を獵涉して其事蹟を回顧すれば、日本國民が優に殖民としての成格を具備せるかを知るに足らん乎、

▲豐臣秀吉▲　にして夭死せず、其懷抱したる對韓及び對清政策を成就せらるゝに於ては日本國民の位置は當時に於て意外の發展をなしたるやも知る可らず、山田長政の暹羅に於ける、伊達政宗の南洋策に於ける、高田屋嘉兵衛の北方に於ける、錢屋五兵衛の海外貿易に於ける、時の政府にして多少の保護を與ふるに於ては日本國民の海外發展は實に自醒しきものあらん、印度に於けるクライブ、ヘスヲング、南阿に於けるセシルローヅの如きもの或は幾多輩出したるやも知るべからず、吾人は信ず、日本國民は惜に膨脹性を有するも、人爲の手段に依りて之を抑壓したるなり、若し夫れ之に便宜を與へて抑制することなくんば殖民として優に成功することを疑はず、便宜を與ふるの保護は可なるも、抑壓的干涉は非なり、歷史は明に之を證明せるに非ずや、

●松井警務局長の訓示（續）

第四　事務上の注意

先特に諸君の注意を喚起すべき者を擧げん

（一）耶蘇教との關係　耶蘇教徒の行動に就ては注意すべきもの少からず平素より遺憾なく意を用ひられたし

（二）學校教育の方法　教育は人を作るの道其方法の如何によりては國家社會の安寧秩序に影響する所少からず今日斯國の教育が如何なる風に行はれ居るか善く注意して其異想を報告せんことを望む

（三）出版警察　書籍雜誌新聞等出版物の人心に影響するもの亦大なり今日坊間に行はるゝものにして或は排日思想を鼓吹し或は過激なる韓國獨立論を唱ふる等隨分如何はしき者あり現に中央にては既に發見押收せる者あり猶諸君に於ても能く注意あらむことを望む

（四）民籍事務　民籍事務の如き是亦重大なる事柄に此て追々民籍法なる者を發布する筈なれば戸口調査と同じく此にも努力せられたし

（五）會計事務　會計の事に關しては課長より述ぶる所あるべきが警察官に於ては之に關しては幸に今日まで未だ何等の不都合をも見出されども事金錢に關するを以て自分は常に心配に堪へず諸君に於ても善く部下を監督せられたし

（六）巡視官に對する所過方　前にも述べたる如く警察は社會の警察にして社會の出來事は總て警察に關係あり此故に巡視官巡視の際の如き直接に便宜を與へられ萬般の狀態に亘りて材料を供給し視察の目的を全ふせしむる樣盡力を望む其際本局又は其他の事務上に關して意に滿たざることあらば遠慮なく巡視官に提出すべし或は巡視官の行動にして不都合あらば是亦宜しく其事實も報告せられたし又巡視官より諸君に向て注意することもあるべし巡視官は一種の命を啣みて巡視するものなれば此意を諒せざるべからず總て權限論の如き徒らに些末の事を爭て機械的に流れざる樣注意せられたし

（七）處務規程　處務規程の如きも近々制定の筈なるが此等は簡に失すれば用を爲さず煩に過ぐれば却て運用に窮することあり中央にては完全なりと信ずるも地方にては實際に適せざることあり是等の點に就ては注意あらんことを望む猶大体の主旨を体して微細の點は地方の事情より斟酌するの已むを得ざるものあらん

（八）慣行調査　此調査にして早く効を收められは適當なる警察行ふことを得ず相共に調査研究せんことを望む所以なり猶は警務局よりも時々事項を定めて諸種の調査を依頼することあるへし是は職權を離れて豫め深く御依頼する所なり

小説　新不如帰（八十）　篠原嶺葉著

百合子が大磯に靜養し、奈加子と猿渡が相變らず不義の淫樂に耽り、西脇義祐が他境の空に未來の希望を夢み、足柄が鳥子と云ふ新なる戀を得て滿足し、尾花敏男が最愛の妻に生別て失戀に泣きつゝある間に、早くも年は去り年は來つて、一月も夢と過ぎ二月の初旬とはなつた。

日露の風雲は、遂に慘憺たる光景と變じて宣戰の詔勅は發布せられ、逸早くも仁川、旅順の海戰は傳はつた。

二月十日の朝、尾花は第一軍の參謀官に轉任を命ぜられて、遠く滿洲の野に出征する身の上とはなつた。

飽きも飽かれもせぬ夫婦間を、無情なる繼母に割かれた敏男は、歸朝以來左右失戀のために快々として樂まず、殆んど性格に一轉化を來しはせんかと疑ふまで鬱ぎ込んで居たが、有繫は日本丈夫の常として、一たび出征の命令を拜するや、忽ち意氣軒昂として元の敏男に復り、欣然として征衣を纏ひ、鏘々と鳴る劍を撫しつゝ多くの知己友人は勿論、參謀總長を始め陸海軍兩大臣、其外滿都の士女に送られて、新橋停車場を出發したは二月十五日の朝であつた。

一行は、第一軍の司令長官たる青木大將を始として、近衞、第二の兩師團長、第一軍の參謀長として新に轉補されたる篠崎少將其他近衞、第二の兩旅團長、參謀長、また第一軍の參謀官としては畠山中佐、尾花少佐、松岡少佐の人々など、參謀官より近衞の大隊長に轉補されたる足柄少佐など、いづれも征露第一軍の主腦部の人々のみであつた。

いづれも豪氣堂々列車を壓して、戰はざるに先づ敵軍を呑むの勢を示して居る。



列車は轆々として進行を續け、品川、大森、戸塚、藤澤も何時しか過ぎて、大磯の停車場に停車した。

尾花少佐は列車の窓から顏を出して、丁度目の上に見ゆる紀念多き招仙閣の樓上を見仰げて、戀しい百合子と手を携へて、蜜月の旅をこの樓上に送つたは、今より四ケ月の昔であつた、それが今は互に顏を見ることも能はねば、辭を交ゆることとも、書面の音信すらもすることのならぬ境遇になつたと云ふは、思へば全然夢の如くである、これと云ふも誰が所爲である、皆んな足柄と繼母の所爲であると、思はず隣列車に同乘して居る足柄の方を睨んだ。

足柄は、隣室に多恨の人が己を睨みつゝあるも知らずして、例の甲高い調子を張上て何事か喋々と辯じて居る。

尾花はその聲を聞きつけて、

「無禮な奴が、覺ねて居れ。」

と、呟きつゝ又も窓外に目を移せば、招仙閣より停車場の方へ、靜に運歩を運ぶ年若き美人がある、吁々百合子に能く似た女があるもんだと、傍目も觸らず眺めて居ると、やがて漸々と下に降りて、列車と目睫の間とも云ふべき、如何なる辭をも、語り得らるゝまでの地位に進むと確と立佇まつた。

意外にも繪にある如き美人が、意外の場所に現れたので、滿車の乘客は言ひ合した如く視線を注いだ、尾花は近くまゝに見れば今も今とて蜜月の當時を追想して、漫に懷舊の情に心を惱ましつゝあつた百合子が、病のためであらう余程面窶れた姿で、樣子ありげに此方を眺めて居るゆゑ、驚きながらも、

「おゝ百合さんか」

と、思はず口まで出た辭を、同僚の手前を思ひてチッと噛殺し、懷慕さうに此方を見よと云はぬばかりに瞶めて居ると、百合子はそれと心注いた樣子で、羞しさも打忘れ物言ひたげに敏男を眺めて、目禮したが其目は何となく濕むで居つた。

かゝる間に無情の列車は一聲の笛を名殘に徐々と運轉を始めた、尾花は手早く何物かを手にしたハンカチに包むで、百合子を目蒐けて投げ與へ、幾度か目禮して名殘惜しげに別を告げた。

百合子は列車の見ねずなるまで見送つて居つたが、漸くに投げ與へられたハンカチを拾ひ上げれば、先づ馥郁たる香水は床しい薫を傳へ、中を開けば光爛燦たる小さき金時計に、鉛筆の走書にて左の如く記した紙片があつた。

これはお前樣への土產に買求めて歸りましたもの、お受取下さい、御病氣の由早く全快して待て居て下さい、私も戰功を表して歸つて來ます、委細の物語は其の上で

百合子は、覺ねず抱締て雨々と泣き悲しむのであつた。

京城新聞

開國祭の感

今日は韓國の開國祭日を祝するに當りて、端なく李朝五百有餘年間の盛衰に就て深き感慨の念は起りぬ、李朝の祖李成桂が英雄の姿を以て北方に崛起し、文明を以て自ら誇りとなせる、南韓各地に割據せる王族を征伏して韓半島を統一したる勢ひは、恰も愛親覺羅が北滿の一隅より起りて全支那を統一したるが如く、歷山大王が北陬邊鄙のマセドニアより起りて南征したるが如く、其英邁の氣宇、人心を收攬するの英略今に於て眼前に髣髴するを覺ゆ、南韓割據の諸族が蠻人視したる北方扶餘族は其蠻勇を揮ひて所謂文明なるものを制したり、蠻勇即ち武力が文明を制して勝者の位置に起つは各國の歷史に見る處なるが、韓半島の統一者も亦蠻勇を以て成功したるなり、我朝に於ても此例に乏しからず、關東武者が藤原氏や平家を惱ましたるも畢竟文武の爭ひにして武人が文人を制したるに外ならず、何れの世に於ても平和の時にありては文能く武を制することあるも、一朝亂るゝに於ては常に武は勝者なるなり、蠻勇が能く文明を制するとは即ち此謂ならずや、

韓半島の統一者たる李成桂も一朝政權を掌握するや、意驕り心弛みたるにや、我朝の六波羅時代の如く、王室總ての儀禮は虛飾に流れ、所謂女謁の風盛に起り、南韓新羅百濟の文明は續々王室に注入せられ、精神的に於ては敗者たる南韓の文明は能く北方の蠻勇者を制するに至れり、時に支那大陸との國交問題は頻に湧出し、之に抗して戰ふには力足らず、爲に面從腹背的の外交に依るの外他に策なし、續て一衣帶水の日本とも國際問題屢々起り、之に對するにも等しく同一の外交策を用ひざる可らず、斯くして爾來幾世となく、同一の境遇にありしを以て絕へず同一の外交に依るの外なきより、益々詭詐欺謀的の外交に鍛錬し長き修練は終に今日見るが如き凄絕なる外交國民となりたるなり、

斯る狀態によりて五百有餘年を經過せる韓半島は、其間唯々强國の吞噬を免るゝの工夫に餘念なく、徒に眼前の小康を得るに勤めたる結果は現金主義となり、今日主義となり、雄大なる興國の志想は頓に消磨し、國家の元氣は振はずして止まれり、而して其原因の一は餘りに內に於て政權爭奪にのみ傾き、實利的方面を全く閑却したるにあり、韓半島が今後に於て榮ゆると衰ふるとは全く產業の發達如何に依る、幸に今や日本の保護國となりて、外國との折衝には何等憂ふる所なきを以て、從來の如く面從腹背的の外交術も要せず、唯一意產業の發達に盡瘁すれば庶幾くは李朝の社稷に光輝を放たん乎、

東京電報

▲日米條約發表

日米商標其の他保護條約今日發表さる韓國には其の結果統監府特許局を設置せらる

▲進步黨の財政案

進步黨は財政整理案を發表せり財政缺陷塡補としては繼續事業の繰延行政整理による政費の節約官業の縮小を行はざる可らずと宣言せり

▲露國の東方軍備

露國はトムスク以東に於て七個軍團を完成し戰爭前に比して二倍半の增加なるも一層擴張を必要とし十個軍團を增加せしむるの計畫あり

▲榎本子危篤

子爵榎本武揚病氣危篤

▲後藤遞相の病氣

後藤遞相の病氣は稀有のものにて赤痢菌が腸內に潛伏し撲滅の方法なく本邦にて此迄數名の患者ありしも何れも豫後不良なりしと云ふ

▲楊子江增水

清國楊子江の增水二丈五尺に達し溺死者非常に多しとの報あり(以上十二日發)

▲清國政府の抗議

支那政府は日本が間島の現狀維持を內約しながら之を破り新たに武裝せる憲兵貳十名を送派し且つ窃かに彈藥を輸入するは不都合なりと抗議せり

▲韓國特許令其他公布

日米條約公布の結果韓國特許令商標令著作權令も今日公布せらる(十二日發)

雜報

●日韓瓦斯の拂込に付 (某實業家談)

日韓瓦斯會社の第一回株金拂込が割合に韓人側に於て都合良く行われたるも日本人側に於ては案外に反對の事實を露はしたるは甚だ遺憾の次第なり、併し韓人と日本人とは右株式を引受くるに就て各始より考を異にし韓人側は宮內府を始めとし各株式引受者は只本事業の有望なりと云ふ發起人の言を信ずると一種の所謂愛國的利權維持心より株の引受をなしたるものなるが故に拂込に對しても割合に良き覺悟を爲し居りたるなりソレに反し日本人側は素々算盤ヅクにて株の引受を爲したるものなるが會社創立發表後經濟界は異常の變動を爲し金融亦從て異常の逼迫を極めたれば迚も四五年の後に非ざれば配當を得るの見込なき瓦斯株に何條拂込を實行するの勇氣を出すべき茲が韓人側と日本人側との拂込成蹟を異にせる原因なり、余は他の銀行は兎も角第一銀行丈は企業者の關係上日本人側の拂込に就き金融上相當の便宜を供するならんと豫想し居りたるが聞くところによれば中々ソウ云ふ次第には運ばずして第一銀行としては當分の間瓦斯株を擔保と認むるとは一切爲さゞるの方針なる由なるを以て株式引受者亦無暗に樂天的なる能はず遂に今回の不結果を露はしたるものなり云々

●總辭職理由書發表

民長官撰の府令に對し總辭職をなしたる京城居留民議員諸氏は二萬有餘の居留民に對し總辭職に就ての理由を報告する爲め演說會を催すべき筈なりしも斯ては此際不穩當に失するの嫌ひあるにより理由書を以て一般に報告することに決し起草委員の手に於て起稿中なりしが既に脫稿せしかば一昨夜中島前議員宅に會合し理由書に就て議する所あり委員起草の通り決定し今明日中に發表することゝなりたり尙ほ同夜の會合は同志會と稱することゝし實業其他何等にも偏せず專ら左の懇親を旨とし時々會合することに決したり理由書は次號に揭載すべし

●釜山の官選撤廢請願

豫て記載せし如く釜山民團議員の統監府令第二十三號(民長官選)に對する廢止請願書は愈々十二日を以て理事廳に提出して曾禰統監代理に進達を乞ひたるが今其請願書を左に揭ぐることゝせり

請願書

今回統監府令第二十三號を以て居留民團法施行規則の一部を改正し民長は統監之を任免すと定められたるは民團自治制の骨子を拔き去りたるものにして今や方に圓滿に發展しつゝある在韓國民團の自治を沮害し居留地將來の平和を攪亂するの恐れあり是れ不肖自ら揣らず常に居留地の發展を希望し企劃しつゝある某等の默視するに忍びざる所なり玆に謹で某等の卑見を開陳し敢て該府令の撤廢を請願仕候

一、府令第二十三號撤廢請願の理由

一昨年伊藤統監閣下が初めて任に韓京に赴かるゝの途次、本港居留民の歡迎會席に臨んで演說せられたる一節に曰く本邦が韓國に對する優越權を各列强に認められたる一大原因は在韓本邦人が從來自治的經營の發達したるに在り今後倍々之れが發達を希望すと統監閣下の演說を傾聽せし某等は感奮興起し爾來必ず居留地の自治的經營を發展せしめんと期せり同年初秋に至り居留民團法及び施行規則發布せられ居留地自治的經營は愈々公法人として國家の擁護を受くることゝなれり是に於て某等は謂へらく該法則たる未だ以て完全なる自治制と云ふべからざるも民長選擧の權利を民會に附與したるが如きは確かに自治制の妙諦を得たるものあり在韓居留民が國家の擁護を受くる至厚なるものあり居留民たるもの將來健全なる民團自治の成蹟を擧げずして可ならんやと而して今回突然として統監府令第二十三號は發布せられたり某等之を熟讀し之を統監閣下の演說に照し又之を民團法妙諦の存在する所に顧みるに茫然として自失せざらんと欲するも得べからず何故に民團法實施後二年の今日に至りて斯く退步的改正を同施行規則に加へられたるか又何故に折角圓滿に發展しつゝある居留地自治の平波に突然として怒濤を捲起さしむるが如き政策に出でられし歟を怪しむなり

夫れ一國の政治は其國の歷史及風俗習慣を根本に置かざる可らざるが如く新植民地に自治制を施行せんとするも亦固より其然らざるを得ず而して某等熟々釜山居留民團の歷史を考覈するに釜山港自治制の起源は遠く明治九年十二月に在り當時我政府は管理官廳を釜山に設置し管理者を派遣せしが本邦居留民は續々增加す依て居留民中協議し初めて釜山會議所を設立し居留民の互撰を以て議員若干名を撰出し別に用番を置きて公共の事務を取扱はしめたり同十年四月會議所章程成り議員兼組長公選せられ居留地公共の事業及び公費の收支一切を委す同十二年六月に至り之を行政商務の二途に分ち商務を取扱ふ爲に會議所を商法會議所と改稱し行政事務の爲に二十一保の組合成り一保毎に一名の保長を公選し之を保選議員と名づけ用番を保長頭取と改め同年八月保長頭取詰所を保長頭取役所と改稱す同十四年一月保長頭取を保長總代、保長頭取役所を保長總代役所と改め其後布達に依り居留人民總代及び總代役所と改稱し同十六年十二月更に布達に依り保選議員の外に特選議員十名を增選し同二十年に至り別に公選議員を增選し同二十九年五月議員數を二十五名に一定し特選公選の名稱を廢して悉く公選とし三十五年十一月總代役所を居留地役所總代を居留民長と改稱し同年七月居留地役所を居留民役所と改稱し遂に同卅九年八月居留民團法實施の日に到達せり之を要するに釜山民團自治の起源は今を距ること三十二年前に在り爾來歲月の推移と共に幾多の進步を加へ漸次健全なる自治の地盤を構成して今日に至りしを知るべし斯く永遠の自治的歷史を有して圓滿に自治政の發達しつゝある釜山民團に對して今更三十有餘年來の歷史を蹂躙し公撰民長を一變して官撰民長となすの必要果して何の邊に存在するかを知らざるなり

更に新殖民地に自治制を施行するに當りて其地方の歷史を根本とすべきに次で最も調査を要するは現時の狀態及び富力の程度如何等にあり而して釜山民團現時の狀態と富力の程度は果して如何、自治的機關は頗る完全に整備しつゝあり之を本邦の各町村に視るに恐らく其比類を見出すこと難かるべし自治政費の負擔額は特別會計を除きて二十五萬八千七百餘圓の多額に達し人口は方に二萬の多數に上り今後の增加又容易に測度すべからざる趨勢あり斯る整頓せる狀態の釜山民團、斯る富力の充實して將來發展の豫期せらるゝ釜山民團に對して既に與ねたる自治的權利を褫奪し民團法妙諦の公撰民長を改めて官撰民長とするの必要又果して何等の邊に存在するかを認識する能はざるなり

不肖某等竊に謂へらく居留民團法發布以前に於て各居留地に對する當局者の調查或は未だ充分なる能はざるものあり各居留地に於ける從來の歷史、現在の狀態、富力の程度等自治自活に恰適し又其實力を具有するや否やを審查する能はず中には未だ自治自活の實力を具有せざる居留地にも等しく自治制を實施したるものあるが如し從つて或る一二地方の如きは弊害續出し自治制の施行は反つて居留地の發展を沮害しつゝあるの感あり故に某等の意見を以てすれば斯る幼稚なる居留地に對しては全然民團法の施行を中止し後機を待つて更に之を施行するか或は官選民長を特置して之れが經營に從事せしむるの特例を設けらるゝは反つて幼稚なる居留地の發展を稗益するものあらん乃ち府令第二十三號は幼稚なる民團に用ふべき特例法にして之を釜山の如き本邦町村の自治も容易に及ぶ能はざる發達を見る居留地に推し及ぼして退步的同一制度の下に律せんとするは是れ決して伊藤統監閣下が希望せらるゝ新殖民地の自治的經營を發展せしむる所以にあらず否其發展を沮害し居留地將來の平和を攪亂し幸福を減殺するの恐れあるものなれば府令第二十三號は此際斷然廢止の勇斷に出でられんこと不肖某等の懇請に堪へざる所なり

●國債報償金橫領事件

韓國民の愛國心(か)を利用し人民を煽動して國債の報償を名とし全國民の義捐金を募集して此れを私しせんとしたる大韓每日申報主筆梁起鐸の詐僞取財事件は京城地方裁判所に於て豫審決定し愈々去月十五日同法廷に於て公判を開かるゝ事となれり今事件の事實の概要を報導せんに被告梁起鐸は大韓每日申報總務兼主筆なるが光武十一年二三月頃大邱に於て國債報償會なるもの起り國權の恢復は日本より借受け居る國債の償還を第一着とせざる可らずと檄するや全國民其の言に迷ひ盛に義捐金を醵出するを見るや被告は同社主英人ベッセルと協議し趣意書を同新聞紙上に掲げ尙論文を載せて國債報償金の義捐募集に着手し同年三四月頃より本年四五月頃迄に六萬餘圓の金員を募集し尙一方全國各所の報償金取扱所を統一せん事をベッセルに謀り同金總會所なるものを同社內に設けて各地方に集金せる義金を送付せしめ其の金額一萬餘圓に達せり然るに被告は右の金員を橫領せんと企て表面該金は總て此れをコールブランボストウイック銀行に預け入れありと公告し乍ら或は株券を買入るゝの資に供し或は個人に貸與し又は仁川なる香港上海銀行取扱店員たるホームリンガー商會に預金し此れを勝手に引出して私消したる等虛僞の公告をなし該金を橫領せんとする意思にて恣に私用し尙又計算を以て搜索すれば集金を公告せずして私用したる疑あり公告したるものと總計十餘萬圓の金員を橫領せんとしたるものなりと云ふ

●水利組合設立誘導

度支部大臣は地方水利組合を振興せしむる趣意にて今回財務監督局長に對し左の訓令を發し以て其設立を誘導せしむる事とせり

當國の山河水源を涵養し惡水を疏排するの道成立せず旱魃に困苦せずんば水害の厄に遭遇す其の農事經營上に及ぼす損害尠少ならざるは多言を要せざるなり元來當國の如き農業本位の國に在りては地方利害關係者をして組合團体を設立せしめ共力一致水利灌漑を圖り水害を豫防し農事經營を完全ならしむるは經濟的發展上必須の急務とす此を以て政府は光武十年度支部令に依り水利組合條例を發布したり然るに國民未だ組合事業に多大の經驗を經ず從て其の條例の活用を見る事甚だ稀なり故に度々別冊の如く設立要領及び模範規約を定め水利組合の設立を誘導す貴官は其の主旨を體し速に管內の廢棄せる伏沙を再興修築せしめ又は必要の地に新に組合を設立せしめ指導監督事業の經營に遺算無からしめん事を盡力す可し右訓令す

而して水利組合設立要領には水利組合は組合委員たる事を得る者五名以上の請願には組合事業に關係有る土地の財務署長又は財務監督局長の禀請により度支部大臣が公益上設置すべきものと認むる時は其の區域を限定し此れを認可し此の認可に基きて財務監督局長設立委員を任命す設立委員は所轄財務署長又は主事及び組合員たるべき若干名を以て組織し組合規則案を制定し關係者の總會議に付し議決を經て度支部大臣の認可を申請するを要し組合の事業は水利を圖る爲め又は水害を豫防する爲め必要なる工事及び施設をする事及び役員會計監督に政府の補助に關する事等を定め模範規約には總則、事業、役員、會計、附則の四章を置きて詳細なる規定を設けたり

●牛疫に就て

本年日本に於て牛疫發生したために斃死又は撲殺されたる牛七月以來千頭以上に及び病毒は流布して各地に播り畜產上打擊を蒙りたる事頗る多大なるが韓國に於ては幸にして今日迄は該病の發生を見ず然れども生牛は韓國の重要なる產物なれば萬一不幸にして此の病發生せば檢疫豫防の衞生未だ全からざる現今の狀態に於ては其の結果を想像せば寒心に堪へざるものあり故に農商工部は各地方官廳に諭示して病牛を發見したる時は直ちに報告せしめ居るも一般人民も此際充分注意して飼養中に疾病を發したる時は直ちに警察署其の地方官廳に申出づべくたゞ玆に注意せざる可らざるは世人は獸疫と牛疫とを混同するもの多く牛の病に罹れるものは直ちに牛疫なりと稱するは大なる誤解なる事なり牛疫とは人の病に例ふればペストと云ふが如く獸疫中の一病名にして而かも此の疫は極めて猛烈にて傳染力速かに誠に懼るべきものなり炭疽鼠口瘡の如きも獸疫なれども牛疫に比すれば其の害毒を流す事甚しからず兎に角牛を飼養せるものは此の區別を配臆し病牛を生じたる場合に直ちに牛疫なりと報告して當局者を驚かす勿れ云々と某當局者は語り居れり

●開國紀元節

本日は韓國開國紀元節に付韓國側各官省は休廳す

●熊谷民長の訓示

熊谷民長は本日午前十時民團吏員一同を集め執務上に關し訓示する所ありたり

●賭博場關係外人

賭博場關係の嫌疑ある不法外人等は去る六日より溫陽溫泉に出掛て最近に起れる面倒を避け居れり尤も茲數日間には歸京する模樣なり

●水商と水道會社

水道會社にては汲水栓一ヶ所に對し月額四十圓の使用料を徵し現在の汲水夫をして之が配達をなし其間相當利益を得せしめんとし此旨を通知したるに汲水夫等は四十圓の使用料を收め其以上別に利益を得ること頗る困難なるを以て水商夜學會長金弼國同教育部長姜現熙より十日書面を以て交涉せしも未だ何等決着する所なしと云ふ

●三土囑託送別會

學部囑託三土代議士は囑託事務終了したるを以て本月十七日家族引纏め歸鄉さるに付十六日午後六時より日本人倶樂部にて同氏のため送別會を催す筈にして出席者は學部大臣次官及び同部職員並に教育會員等約六十名なりと云ふ

●梅博士の地方視察

法典調查局顧問法學博士梅謙次郎氏は舊慣調查のため京義鐵道沿線に主張を命ぜられ山口同局事務官補を隨へ一昨日出發せり

●世古檢事長歸朝

世古京城控訴院檢事長は家族引纏めのため昨夜十時四十分南大門發列車にて歸朝せり

公人私人

▲梅謙次郎(法學博士) 十二日平壤へ向け出發

▲山縣悌太郎(醫學士)一昨日入京山本旅館

▲宮川武行(全羅北道警察部長)一昨日歸任

▲村上虎彥(第一銀行員) 九州旅館

●近事片々

▲伊藤● 統監辭任の意志もなく乃公にして辭任せば八黨は暗闇ならんと鼻息あらしと

▲伊公● の平素より推察すれば此位の自信はあるべし併し餘り自惚が過ぐるは見苦し

▲登夫● 伊公が統監たらずとも八黨が闇になるが如き事はなし併し自信の强きは感服

▲斯る● 有樣なれば桂首相の祭込策も甚だ困難なりとの評判備も世は意の如くならず

▲鼻息● 斯の如く荒らければ樞密院議長もお流れになるやも知るべからずとはハテ惜

▲秋涼● を俟て亦韓國に來り曾禰子と交代し更に初冬歸朝すべしとは或は異なるべし

▲治外● 法權撤去の如き乃公の手腕に依らざれば難しとは公角胸中に蟠る所也と云ふ

▲兎角● 年寄は若ひ者のする事は案じられて困る實に難有からぬは老爺の所謂老婆心

▲伊公● の八道闇も此老婆心のみ併し老ひては子に從ふも一の眞理ならん何とでムる

▲一進● 會連中が李首相趙法相等に對して十數ケ條の罪狀を摘發し辭職勸告とは眞乎

▲李首● 相には兎角よからぬ風聞あり一進會の活動も或は眞なるやも知れずと噂せり

▲木內● 農商工部次官歸東す下痢を生じ日ボ化せりと萬朝机の塵に嘲笑せらる面白し

▲され● ど宋秉畯と共に下車せりとは甚だ滑稽宋秉畯が何時東上せしかは未だ聞かず

▲何か● 見誤か聞誤かに相違なし夫を亦た報知が眞面目らしく報導するは更に滑稽也

▲滿鐵● 總裁の候補として歌はれたる中橋德五郎亦も副總裁の運動をなし居ると云ふ

▲汽船● から汽車に乘換へるも妙なるべし兎角海のものは岡に上りたがるものでムる

▲趙重● 應が曾て會長たりし開進教育會も實業何會とか改名して兪吉濬會長となれり

▲兪吉● 濬も不相變婆婆氣が拔けず色々に溢りて手を出す可惜國士の面影を失はん乎

▲多少● 見識あるものは今は自重の時代なり些と眼底を宏濶にして大勢を見るべき也

▲京城● も今年は流行病少く此分ならば昨年の如き虎病の侵襲は來らざるべし結構也

▲氣候● の加減か衞生上の進步乎何れにして喜ばし併し今後の注意こそ肝要なるべし

▲今や● 眞瓜西瓜類に市に顯はるゝ之に依りて下痢を起さゞる樣各自に戒愼を要する也

▲小供● ある親達此際能く注意して警戒せざれば虎疫に罹る恐れあり深く注意せよ

●美人は誰れ

洗ひ髪の濡ひ程色の白い美人が本願寺裏の坂道に佇立して人待ち顔なり、年の頃は二十三四、月の光を浴びて愈々艶なり、其身装の瀟洒にして垢抜けしたる處、何れ堅氣の女にあらで知らぬものには花月柳絮邊りのものと思はる、軈て下より上り來る八字髭の男あり、之も一寸美男子にして女に可愛がられ相なる性格なり、其時美人は待ち兼ねたりと云ふ風情にて男に摺寄り、「妾大變に待つてゝよ、貴君は隨分しどいよ」こ云へば男は微笑ながら「僕はあのさき約束はしたもの丶後でつく〳〵後悔した、主ある人さかうそめにも二人連れだちてはと思ひ、そこへ鵜澤が來られたる故出るにも出られず、とつをいつして噂や貴女が待て居られるだらうと氣が氣でなし、漸くに鵜澤が歸りし故今漸くに飛出して來たのです」と詫ぶる如く言譯すれば美人は微笑さして「妾は夫れとは知らず、貴君が妾をれだましなすつたのだと思ひましてね」と倚も男の傍に摺り倚らんとすれば男が吃驚して避けるが如く後に退き「先生は今た宅ですか」と恐る〻如く尋ねたり、美人は嘲ける如く男の顔を見詰て、ほゝと打笑ひ「貴君何ですね今更そんな弱い音を吹て、何も心配することはないですよ、始めから妾は云ふて置たでしよう、若しもばれゝば妾が罪を被りますよ」と、艶なる目にて男の顔を見詰れば、男は倚は安んせざるもの丶如く、「併し先生に對してどうも」と、口ごもれば、美人は叱るが如く、貴君も男の樣でもなく、今更[illegible]なつて何の事です、若し良人に知られたら構ふものですか、二人手に手を取て內地へ逃げる許りですわ、憚りながら貴君一人位は立て養ひにしますわね、こんな道傍で[illegible]い樣に頭を下げるよりも[illegible]更に恐るゝもの〻如く[illegible]かぎりでせう[illegible]と二人は何處やらの美人茶屋の方に曲り行きぬ（つゞく）

●伊東劇と白川劇（上）

翠阿彌

◎京城の新劇壇を二分し勢力を本町座に爭ひつゝあるものを伊東文夫と白川廣一とす、伊東は一昨年清川と携へて斯界の梁山伯たる坂地道頓堀の中座に旗を掛て以來、目下は神戸を中堅として盛名を立籠り、其の頭角を認められし者、相期せずして韓京の地に双峙對壘の境涯に立ちしは頗る興味ある觀物なり。

◎伊東の傲骨なるは川上（音二郎）をすら致して克く顏色なからしむ、白川には此の勢力此の辣腕なしと雖も巧緻は却つて之に存し得意の役劇に電氣を應用して兎も角も觀者をして驚かしめたり。

◎退いて兩座の顏觸れを見るに、歌舞伎座は蜀漢至らざる無き伊東を總大將として温潤なる大山、機警なる吉野、老熟なる北秋、巧緻なる桂、圓滑なる小泉、着實なる酒本あり、加ふるに杉浦あり桐之助ありて軍勢頗る侮り難きにも拘らず、本町座は白川單り嶄然頭角を抽けるの外僅かに南郷、三浦、敗島、石巻あるのみ

◎南郷越龍は白川派の大立物として語るに足れど、石巻靜馬は曾て伊東の座員たりしもの殊に峰松の如きに至りては一座に長たるの技倆なく眞目なし、況んや白川廣一と肩を比べて太夫元顏をせるは片腹痛き心地すと言はんよりは寧しろ白川を憐れむ。

◎白川が今日阪神に於て多少の聲譽を博せる地位より言へば、本町座の如きは粗末なる座員を率ゐて伊東派に對するは餘りに可愛想なり、敢て伊東派に對せずとするも吾人の如き白川を識れる者は渠が金儲けの爲めに止むなく、渠より甚しき段違ひの俳優と伍し、衣裳、道具其他の凡てが不完全なるを默認しつゝ眞價を充分に發揮するに至らざるの不運（敢へて云ふ）には滿腔の同情を寄するに吝ならず。

◎何れが本丸を陷入れるか、或は明渡すに至るか、乞ふ今少しく兩派の差異優劣に就き說く所あらしめよ。

●密蜂の献上

十一日午後六時頃德壽宮守備の近衛步兵卒閔日承金泰來の二名納凉の爲め慶運宮の本望樓に上りたるに偶々同樓軒下に密蜂の巢あるを發見し直ちに之を採取して營舍に持ち歸りたるに小隊長參尉は此は珍しきものなりとて其事を[illegible]したるに頗る御意に叶ひ兵卒二名に金一圓及白木綿二匹を小隊長に[illegible]下賜され獻上者は無上の[illegible]

●出齒龜式紳士

嘘か眞實かは知らねど[illegible]ラ〳〵と舞ひ込みた[illegible]記るさんに、愛本町六丁目の花屋に近頃二十許りの仲居現はれたるが此もの〻原籍は大分縣は別府の女髮結の娘とかで先頃或る事情ありて前記の花屋に仲居奉公に住み込みたるものなるが同人は因果か果報か知らねども座敷に現はるゝと間もなく本町四五丁目あたりのある出齒龜式紳士に出齒り掛けられたるが近頃に至りて先方も漸く以て出齒つたものと見え日がな夜がな二人して醜態を演じつゝある由なるが、女の方はイクラか商賣柄大目に見る廉もあらんも出齒紳士の方は世間の体面上妻子の手前一日も早く改めては如何にと滿更ら中傷でもなさゝうな好意上の文句で……

●飯のない丼

旭町一丁目一番地の二階家に天麩羅と角提灯を吊るせし光りも淡の薄く涼の客の通りの足の音絶ゑたる昨日午前一時と云ふに此の家に上れる三人の客ありたり二人の客は年頃三十四五白地の浴衣に縮緬擬ひの兵兒帶をブラリと締め他の一人は女にて年は二十を七ツ八も越したかと思はるゝが惜しい事には眼が片方なるもしかしスラリと丈高く何となく意氣な姿は必ず素人上りの素人なるべし斯くて三人の一人がれ講しが出來やすかねと女中に問ふど女中は少し首を傾けて親子なれば出來ますがどの挨拶にアー可し〳〵と許り注文したりしがサテ爰に奇妙なことには女中が頓て三人分の丼を座敷に運びしに客は不審さうに此の丼には飯がある飯は俺れ達は注文しない依つて丼の代價を支拂ふ譯には行かずと其のまゝ闘々しく立ち去りたりとかさて〳〵譯の分らぬ奴共なり

●困まつた兒

兄の身分であり乍ら弟の家産を食ひ潰すとは何たる不心得のことなるか此の者は北米倉町六番地岡山縣平民矢吹勝藏の兄豐三（二十七）なるが昨年大阪にて窃盜罪を犯し刑の執行をうけいまだ監視中なるに弟勝藏を便りて逃れ來り見事京城で一旗揚げんとの決心は良かりしも根が根で既に腐れ切つてゐる痴漢なのでこれもほんの容景氣計りで三日四日と經つ中に秘藏の奥の手を出し弟の金を持ち出しては費ひ費ひては持出し酒計り食つてゐるので固より豐ならぬ勝藏は痛く之を嘆き再三再四其不心得を責めしも馬の耳に風何の効めもなく却て弟を脅迫し或は暴行を加へる計りにて殊に二三日前は勝藏貯蓄の金若干を持ち仁川商況視察に出掛るなど十八番の妙術を弄するにぞ勝藏も今は詮方なしと一昨日午後九時南部署へ說諭方を願出たり佛の顏も三度と云へど三度ならぬ四度ならぬ兄豐三の非行に天も默しては居られず多分一大鐵槌を下さるべし

●時事狂句

二猿子

伊藤公の近情
世は無事と親爺ノンキに蚩凝哉

居留地の近情
遠近に八釜敷なる虫の聲

居留民の近情
はねる鯉沈む鯉あり夏の月

●驅落愛妓捕はる

神戸市福原町百三十三番地野口嘉藏の抱へ藝妓高田ナオ（二十七）は去る四月廿九日の夜不圖姿を隱し行衞知れずなりたり同夜はナオは平素の通り晴衣を着け其裝ひも何更婀娜めきて何時お客はんのれ聘に預るも差支へなき準備はチャンとい魂膽ありとは神ならぬ身の知るよしもなき嘉藏の運や拙なかりけん此方ナオは疾て命よりも大切なる中島某さんと堅き約束あれば中島はん何てマサ遲いことではあらうジレッタイソビク〳〵して居る所へ電鈴の音がチリン〳〵やれ嬉しやとアヽーモシヽ〳〵左樣でたますかうれでは直ぐにハヽヽサヨナラ此の電話こそ兼て諜し合せしものにて中島より今の滊車にて行くから早く急いで來いと知らせにてぞありけるさてナオは電話を切るや否やれ客でたますから二階まで參じて來ますわと立出で中島と落合ひ滊笛一聲西を指して福原を跡に見て發したが落行先きは虎吼る韓國と滊車の中では二人が嬉しく樂しく行末のこと越方のことなど何くれと語り合ひ爲關に付き直ちに連絡船に乘り追手のかゝらぬ內早く韓國に渡らんと氣は急けども船の歩みの限りあれば致し方もなく船の中に一夜を明かし翌朝釜山に着き夫より同地の料理屋に住み込み左褄を取りしも殘んの色香は未だ失せぬども虫の付き居る花は誰れも手折るものなければ之れではと仁川に鞍替へしも仁川にても思はしきこともなければ此程京城に來り口入屋萬盛舍の紹介にて本町七丁目常盤樓へ前借八十圓にて身を沈め之れで安心と重き腰を据へたるに神戸よりは當地警察署に捜索方依賴しありたることゝて去る七日南部警察署の手に取押へられて今は留置所の中に淋しき月を眺め中島はんは無事やろうか妾が此樣なになつたことを聞かんしたらドンなにか吃驚するやろと獨り呟ち居る由なるが中島といふ男の所在は如何に尋ねれど固く秘して知らぬ〳〵と云ひ居れりと此中島と云ふ男は大阪府西成郡南傳馬町のものなりとはヨタ〳〵因果に出來た色男なるべし

●新町遊廓の十分間

昨日午前六時より新鮮の空氣に浴すべく奬忠壇方面に出掛けた途中新町の裏通りなる義親王用地たる一丘上に十分間小憩した此時第一樓支店より三人の男が出て來て待ちて居た人車に搭して大和町方面に向て去つた見れば三人とも裕衣がけで帽子も冠らぬ栗か頭の色黑々たつた何れ何等かの工事の儲け祝に登樓したものであつたらう續て高島屋から出て來た二人の若い男が二人の女に送られて出て來た男は二人とも白の裕衣に縞絽の羽織を着流し雪駄に白足袋といふ扮裝にて顔がニャケた所は本町に興行中の白川一座の壯俳さ腕んだは僻目か恐らく當らずと雖も遠からずだ女は一人十八九にて色白く丸ポチャに廂髮にて脊の低くゝ肥へたる所は如何見ても南瓜に目鼻を付けたものと外思はれなかつた一人の女二十一二にて脊は少し高かく髮は銀杏返しに結つて面の色は青いといふよりも黄疸を患らい居るやうに幾に青黄色を帶び居つた二人とも男よりは三間計り後より尾行しつゝ秋から朝日か何かとマッチを出して火を點しスパ〳〵行つて來たが僕が通り掛るや途中にて前の男が振顧ると共に失敬と娶手の禮をなして高島屋の門前に引返へして佇立で居た續て來たのは第一樓本店より出た四十恰好の男にて縞絽の羽織に表附の下駄を穿て居た僕は分別盛りの年をして遊廓通ひをするとは怪しからん家には妻や子供が泣き居るだらうと獨り考へつゝ松林中の人となつた餘り時間が早いので好き椋鳥に逢はなかつたのである（朝起雀）



●賃金不足からの鬪着

龍山岩井町津田金次郎方同居山口菅吉（二十二）及同居津田兼太郎（二十）の二人は一昨日午後四時半南大門外にて乘車し理事廳前にて下車せんとしたるが車掌は二區分を双方に請求するよりイヤ己れは拂はぬ拂への鬪着中を巡査通り掛り署に引致して取調たるに兩人は區域制度の施かれたることを知らざる事判明し殘りの賃銀を支拂ひて事すみ

●何んだツマラヌ

十二日午後六時小公洞三十統四戶李明煥（十二）鐘路朴容煥（十三）の二名が美洞の通りにて喧嘩を打つ始めたるにぞ見る間にガヤ〳〵と集りたる韓人山をなし此所から一つ二つと鐵拳雨の如く兩人の頭上に飛び來り大騷動の眞最中巡査駈け來り取り靜めて其由來を聞くに冗談が爭ひとなつたことが明り說[illegible]申されたり

●演藝だより

▲本町座　白川一座本晚の出物は一番目「亦意外」二番目は「新町」「女房殺」を演ずることゝなりたれば歌舞伎座と相對して之れ又好景氣を呈するなるべし其役割は左の如し

乳母れ種、花代のれ光（今井）久世重美、口入屋中村キチ（石巻）女中れ國（伊藤）馬丁仙吉（栗山）工夫辰藏（土居）紙屑屋庄平（田中）家令阿部讓（南鄉）牧山正人（中川）坊主珍念（小泉）佐々木清風、下宿人長田（秋山）巡査田口（秋岡）陪席吉村（佐藤）廷丁島田（喜多）夫人久吉操子、女房花代（三浦）小間使れ靜（四位野）令孃辰子、小澤の家內れ茂（敷島）工夫留藏　韓人チゲ（島村）秋本欣一、加害者田邊喜太郎（白川）

▲[illegible]○九三▼

●天氣豫報（自十三日午後六時 至十四日午後六時）

南又は西の風曇

十三日午前六時各地氣象概況
靜穩にし南部は快晴其他は曇を告げ京城は霧龍岩浦は雨を見たり

老妓 茶羅次の身上話（十二）

◎惡黨藝妓の計畫

ツンならお賞ひでも掛けて他所のお座敷へ往けば宜いのでムいますが夫れがサ一座の藝妓がみんな繰り者で佐藤さんの座敷は氣がをけないから宜いつてんで他所の坐敷は斷りながら面白くない〳〵と言い〳〵其處に居るのですから妙でしたチ佐藤さんは月に必ず一度や二度は仙臺から出て入らつしやつては斯樣やつて遊んで居るので藝妓もお馴染を通り越しちまいまして何方が客樣だか何だか判然ない程皆が我儘の爲たい三昧で朝なんぞも御飯のお菜が甘しそうで無いと見るとヨー佐藤さん斯樣して毎日々々精進ばかり喰べさせて置かないで偶には金子へでも連れて往き湯にでも入れた上身になる御馳走をするもんですよッてな惡たれ口をきくと先樣は慣つ兒になつて居るから平氣なものでそうか夫れでは皆自分で湯錢もつて湯さ這入つて來んなんておなまりでマジ〳〵して居るのでしよう愛嬌がありましたチそんな調子でしたから大して豪遊な事はしませんが田舍の人に似合はず金放れは宜い方でした

又た燃氣をお聞かせ申す樣で恐れ入りますが其佐藤さんに妾が關係して居るといふ事は藝妓中の大概の者には知れ渡つて居たのでムいますると佐藤さんが新扁井の女將の取まきで日本橋のお榮さんといふ藝妓を仙臺へ連れて往くといふ事を其頃吉原の四天王といはれて居たれいい、れなほ、のぶしなんていふ惡黨共が何處からか聞いて來て妾がお坐敷先へ往つて居るのをワザ〳〵呼び返しましてチちやらちやん實は佐藤さんが斯々で日本橋の藝者をお國へ連れて往くつていふ事だからお前さんも此場合指をくはへて默然つて引ッ込んで居ないで何とか佐藤さんにダヽをこねてたやんなさいチうしなけりやあ妾達までが浮ばれ無いよなんて頻りと妾にケシ掛けるのでしようケド妾は如何して宜いか判然らないのでダマッて如何な事をすれば宜いのッて聞きますと惡黨共が相談をしあつて筋を書き佐藤さんが仙臺に立つ時間に上野の停車場へ馳けつけ大芝居を一幕演したのでムいますが其芝居といふものが珍無類

四天王が頭腦を惱まして作上げた筋書といふのは佐藤さんが日本橋の藝妓を連れて仙臺に立つ滊車の時間を聞き合して置て其頃合を見はからつて吉原の同勢が停車場へ押し寄せ妾に佐藤さんの袖をつかまいて一所に連れてつて呉れつて先方で何ていはうと暫時其側を放れずに皆に聞ゐる樣な大聲を上げて泣けといふ注文なのです

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金拾五錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行金四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社